

大網白里市

保育施設利用のご案内

利用申請書の提出期限

○令和3年4月入所希望の方

令和2年12月1日（火）まで

○令和3年5月以降からの入所希望の方

入所希望月の2ヶ月前の末日まで

（例：7月入所希望の場合 5月末日 土日祝祭日を除く）



大網白里市役所 子育て支援課

〒299-3292 大網白里市大網115番地2

TEL：0475（70）0347

FAX：0475（72）8454

保育施設への入所手続きには、

個人番号(マイナンバー) の記載・提示が必要となりました

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、「大網白里市施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」において、申請者である保護者および対象児童の個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。

マイナンバーを記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、①マイナンバーの番号確認と②身元確認を行う必要があります。申請時には、必ず下記の必要書類をご持参くださいますようお願いいたします。

※確認の対象となるのは、窓口へ申請書を提出に来る保護者の方のマイナンバーです。

(1) 保護者が申請書を提出する場合

① マイナンバー確認書類(保護者の方の番号について確認します)

以下の書類のうち、いずれか1つ

- ・個人番号カード(※)
- ・個人番号の通知カード
- ・個人番号記載住民票写し(または住民票記載事項証明)



※個人番号カードは、「番号確認」及び「身元確認」の両方を行うことができますので、身元確認書類は必要ありません。

② 身元確認書類(申請書を提出に来る保護者について確認します)

顔写真付身分証明書 (以下の書類のうち、いずれか1つ)	身分証明書 (以下の書類のうち、いずれか2つ)
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・旅券(パスポート)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書 等	<ul style="list-style-type: none">・健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・母子健康手帳・学生証または社員証・公共料金の領収書 等

(2) 代理人(祖父母等)が申請書を提出する場合

やむを得ない理由で保護者以外の方が申請書を提出する場合は、委任状(法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類)、保護者のマイナンバー確認書類、代理人の身元確認書類が必要となります。

(3) 保護者が郵送で申請する場合

上記①マイナンバー確認書類及び②身元確認書類の写しの提出が必要となりますので、申請書類と一緒に郵送してください。なお、郵送される場合は、簡易書留の郵送を推奨します。

目 次

1. 保育施設とは	1
2. 保育施設利用の基準（保育を必要とする事由）	1
3. 給付認定について	2
4. 利用手続きのながれ（2号・3号認定）等について	2
5. 利用決定について	3
6. きょうだいの出産による育児休業中の継続利用について	3
7. 利用料（保育料）について	4
8. 保育施設利用における注意事項（慣らし保育・食物アレルギー）	5
9. 利用申込に必要な書類	5
10. 保育施設のご案内	6
11. 市内保育施設位置図	7

～子ども・子育て支援新制度の概要～

平成24年8月、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざした「子ども・子育て支援法」が成立しました。これらの法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から開始されました。

新制度では、「認定こども園」や「保育所」の利用に関して、基本的な仕組みが共通化されました。さらに、「地域型保育事業」が認可事業として新たに加わることで、多様な施設や事業の中から選択できる仕組みとなりました。



※地域型保育とは

新制度による新しい認可事業で、0～2歳児を対象とする事業で以下の事業があります。

- ・家庭的保育 . . . 主に保育者の自宅等で定員5人以下を対象に保育を行います。
- ・小規模保育 . . . 定員6～19人を対象に家庭的保育に近い保育を行います。
- ・事業所内保育 . . . 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
- ・居宅訪問型保育 . . . 障害・疾患等で個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅にて1対1で保育を行います。

1. 保育施設とは

保育施設〔保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業〕は、子どもの保護者が働いていたり、病気にかかったりしているため、子どもを保育することができないときに保護者に代わって子どもを保育する児童福祉施設です。利用にあたっては保育を必要とする事由のいずれかに該当し「教育・保育給付認定（以下、給付認定という）」を受ける必要があります。

2. 保育施設利用の基準（保育を必要とする事由）

保育施設で保育を希望される方は、次のいずれかに該当することが必要です。

保護者の状況	利用できる期間	利用できる保育時間
①保護者が就労している （家庭外労働・自営等）	1日あたり4時間かつ週あたり4日以上就労している期間 （月64時間以上）	標準時間（週30時間以上、または月120時間以上の就労） または短時間（上記以外）
②母親が出産前後である	出産前2か月 出産後3か月（出産月を含む）	標準時間 （短時間でも可能）
③保護者が疾病・障害の状態である	療養に必要な期間	標準時間または短時間
④保護者が同居または長期入院している親族の介護や看護をしている	介護や看護に必要な期間	標準時間または短時間
⑤火災等の災害で、その復旧にあっている	復旧に必要な期間	標準時間 （短時間でも可能）
⑥保護者が求職中である （起業準備を含む）	入所後3か月以内 就労を開始すれば必要な期間	短時間
⑦保護者が就学している （職業訓練を含む）	就学に必要な期間	標準時間（週30時間以上、または月120時間以上の就学） または短時間（上記以外）
⑧虐待やDVを受けるおそれがある	必要な期間	標準時間 （短時間でも可能）
⑨保護者が育児休業中	<新規入所の場合> 入所月の翌1日には復職していただく事が条件になります。	標準時間または短時間
	<継続入所の場合> 育児休業前に既に保育施設を利用しており、継続保育が必要と認められる場合（P.3参照）	短時間
⑩その他	上記のほか、保育の必要が認められるもの	標準時間または短時間



3. 給付認定について

施設等（幼稚園、保育所、地域型保育事業、認定こども園）を利用する場合、教育・保育の必要性に応じた「給付認定」を受けていただく必要があります。

(1) 給付認定の種類

給付認定区分	実施年齢	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育標準認定)	満3歳以上	保育の必要性がなく、教育を希望する子ども	幼稚園（※1） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	保護者の就労等により、上記「3.保育施設利用の基準」に該当し、保育を希望する子ども	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満		保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業

※申し込みについては、各幼稚園にお問い合わせください。

(2) 保育の必要量に応じた区分

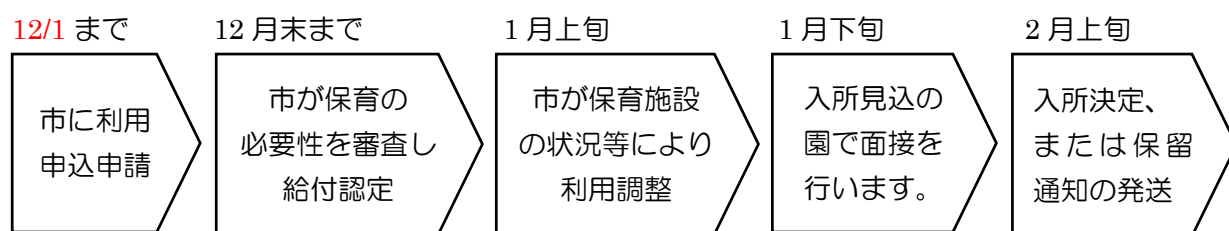
2号認定または、3号認定を受ける人は、保育の必要量の事由により「保育標準時間」または「保育短時間」に区分され、保育施設等の利用時間を決定します。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間（フルタイム就労を想定）	1日最大11時間（更に必要な場合、時間外保育）
保育短時間（パートタイム就労を想定）	1日最大8時間（更に必要な場合、時間外保育）

※時間外保育には別途時間外保育料がかかります。

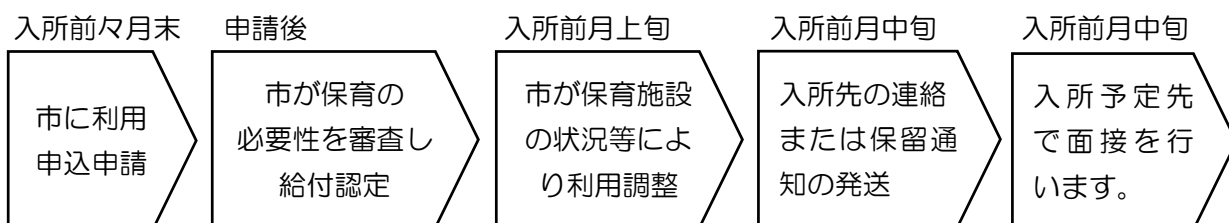
4. 利用手続きのながれ（2号・3号認定）等について

(1) 令和3年4月入所希望の方（期限後は随時申込）



(2) 4月入所申込以外の方（随時申込）

※入所日は施設の受入年齢を過ぎた翌月1日からとなります。



(3) 広域入所（市外の保育施設）の利用希望について

保護者の勤務の都合等で、他の市町村の保育施設へ入所を希望される場合は、相手先市町村と協議を行いますので子育て支援課へご相談ください。

広域入所の要件は、保護者いずれかの勤務地への通勤経路上に所在する保育施設となり、入所期間は当該年度の4月から3月までとなります。次年度も継続して希望する場合は毎年利用申込が必要となり、継続申込でも相手先市町村の事情により利用できない場合があります。

なお、退職や転勤等で広域入所の要件を満たさなくなった場合は退所となります。

5. 利用決定について

(1) 決定方法について

申請書等の提出書類を基に、給付認定を行い、保育を必要とする事由等を総合的に判断し、利用の可否を決定します。

定員を超える申し込みがあった園については、保育の必要性の高い方から優先順位をつけて利用決定を行います。定員を超える申し込みにより希望する保育施設の利用ができなかった場合には、第2希望以降の保育施設を利用していただく場合や入所保留（待機）となる場合もあります。

(2) 決定後の注意

決定後に就労状況や家族の状況に変更があった場合は届出が必要になります。家庭で保育が可能となった場合（休業・離職等）には退所していただきます。

(3) 入所保留（待機）となった場合

入所希望月以降も引き続き利用調整を行いますので、年度内であれば改めて申込書を提出する必要はございません。入所が可能になりましたら、子育て支援課よりご連絡させていただきます。

なお、育児休業を延長される方及び認可外保育施設に入所し待機される場合、申し込みを取り下げの場合は、子育て支援課までご連絡願います。

6. きょうだいの出産による育児休業中の保育施設継続利用について

市内の保育施設利用中児童のきょうだいの出産により、育児休業を取得される場合、次の要件をすべて満たす場合には、育児休業中の継続入所が認められます。

(1) 認定要件

- ① 産前2か月前から市内の保育施設を利用しており、児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から育児休業期間中も保育施設長が継続して利用させることが必要と認めた場合
- ② 保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続しており、育児休業終了後に復職することが決まっている場合
- ③ 「育児休業にかかる保育継続申請書」、「就労（内定）証明書」を提出すること

(2) 継続期間

継続入所を認める期間は、出生した児童が1歳に達する日の年度末（3月31日）までです。なお、保育時間は保育短時間（8時間以内）となります。

7. 利用料（保育料）について

(1) 決定方法

保育料は保護者の市民税の所得割額に基づき決定します。保護者の収入が基準額未満の場合は同居の祖父母等の市民税の所得割に基づき決定する場合があります。

(例) 令和2年9月～令和3年8月の保育料・・・令和2年度市民税の額
令和3年9月～令和4年8月の保育料・・・令和3年度市民税の額

(2) 支払い方法

支払い方法は、施設により異なります。

○市内公立保育所・私立保育園

原則、口座振替で市が徴収します。振替日は毎月末日です。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります)

○認定こども園・地域型保育事業・市外公立保育所

直接施設への支払いとなります。支払い方法は各施設にお問い合わせください。

(3) 幼児教育・保育の無償化について

・無償化の対象者は令和3年4月1日時点で3歳以上の子ども及び0歳から2歳までで非課税世帯の子どもです。

※ 年度途中で3歳になっても令和3年度は無償化の対象になりません。

・無償化になるのは保育料のみであり、食材費(主食・副食)や延長保育料、教材費、行事費等は保護者のご負担となります。なお、これらの支払い方法は各施設にお問い合わせ下さい。

※副食費は年収360万未満相当世帯の子ども及び第3子(小学校就学前までの子のみでカウント)は免除になります。

参考：令和3年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

(令和3年度は下表のとおりです。)

クラス	生 年 月 日
5歳児	平成27年(2015年)4月2日～平成28年(2016年)4月1日
4歳児	平成28年(2016年)4月2日～平成29年(2017年)4月1日
3歳児	平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日
2歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日
1歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
0歳児	令和2年(2020年)4月2日～保育施設により受入開始月齢が異なります

※0歳児クラスは入園日時点の月齢で区分します。保育施設ごとに申し込みができる月齢が異なりますので、お申し込みの際は6ページ「10. 保育施設のご案内」の受入年齢をご確認ください。

8. 保育施設利用における注意事項（復職・慣らし保育・食物アレルギー）

（1）復職について

お子さんの入所月の翌月1日までに就労開始または復職していただく事が入所の条件になります。

（例）4月入所の方は、5月1日までに就労開始または復職

（2）慣らし保育について

お子さんが保育施設に慣れるまでの間、お子さんの心身状況を考え、慣らし保育として徐々に保育時間を延ばしていきます。

（3）お子さんの食物アレルギーについて

保育施設では給食を提供しますので、食物アレルギーのあるお子さんは必ず申請書に記入をお願いします。お子さんに食物アレルギーがある場合、除去食を可能な範囲で行っておりますが、症状により給食対応できない場合（弁当持参）がありますことをご了承願います。なお、この場合の保育料の減額等はありません。

9. 利用申込に必要な書類

申し込みは以下の書類を揃えて提出してください。なお、必要書類が全部揃うまでは、正式な受理ができませんのでご注意下さい。

- （1）「施設型給付費・地域型保育給費等教育・保育給付認定申請書（2号・3号認定用）」
- （2）個人番号（マイナンバー）のわかる書類
- （3）下記の保育の理由・その他の項目に該当する書類

No.	保育の理由・その他	必要書類※	確認
1	就労（雇用者）	就労（内定）証明書 ※同居で就労している方全員分必要です。 きょうだいで申請の場合はコピーで構いません	
2	就労 （自営・農業従事者）	自営業・農業等申告書 自営業等を証する資料	
3	妊娠・出産	母子手帳の写し等	
4	保護者の疾病・障害	診断書・申立書等	
5	親族の介護・看護	診断書・申立書等	
6	災害復旧	罹災証明書・申立書等	
7	求職活動	求職活動申告書	
8	就学	在学証明書や授業時間が確認できる書類	
9	広域入所希望の方	管外保育施設入所希望理由書	

※その他、事情により必要な書類が異なりますので、詳しくは市子育て支援課までお問い合わせください。

10. 保育施設のご案内

大切なお子さんをお預かりする施設です。申請前の保育施設見学をお勧めします。

保育施設の見学を希望される方は、各施設へ直接お問い合わせください。

(1) 市内認可保育所（園）

※入所日は受入年齢を過ぎた翌月1日からとなります。

公私	施設名・住所	連絡先	定員	受入年齢	開園時間(時間外含む)	付属施設・サービス 等
私立	あさひ保育園 駒込 491-2	(72)3900	119	生後 57日～	月～土 7:00～19:00	分園：駒込 1359-2 (73)7405
私立	大竹保育園 大竹 35-1	(73)6840	63	生後 57日～	月～金 7:00～20:00 土 7:00～18:00	子育て支援センター 一時保育
私立	みどりが丘保育園 大網 2800	(71)3261	170	生後 57日～	月～金 7:00～19:00 土 7:30～18:30	子育て支援センター 一時保育・病後児保育
私立	ありんこ親子保育園 みずほ台 2-10-16	(53)3509	34	2歳児～	月～金 7:30～19:00 土 7:30～18:30	一時保育
私立	あひる保育園 小中 770	(72)7566	23	生後 57日～	月～土 7:00～19:00	
私立	こなか保育園 小中 1494	(78)3705	27	生後 57日～	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	
公立	白里保育所 南今泉 637	(77)2688	90	生後 6カ月～	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	
公立	増穂保育所 上貝塚 337	(72)7732	93	2歳児～	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	0・1歳児は、増穂小規模保育事業所で実施

(2) 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育事業）

公私	施設名・住所	連絡先	定員	受入年齢	開園時間(時間外含む)	付属施設・サービス 等
私立	鈴木家庭保育室 南飯塚 403-23	(53)5020	5	生後6カ月 ～2歳児	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	
私立	チャイルドルームキッズ・らぶ みどりが丘 4-1-11	(51)4364	9	生後57日 ～2歳児	月～土 7:30～18:30	
私立	エンジェルハートナーサリー 大網 909-3	(53)3535	12	生後57日 ～2歳児	月～土 7:30～18:30	
私立	ありんこの森保育園 永田 1407	(78)4080	12	生後57日 ～2歳児	月～金 7:30～19:00 土 7:30～18:30	子育て支援センター
私立	きょうりゅうのたまご保育園 ながた野 2-25-17	(78)4983	12	生後57日 ～2歳児	月～金 7:00～19:00 土 7:30～18:30	
私立	小規模保育ピッコロ みどりが丘 1-11-7	(68)9341	12	1歳児 ～2歳児	月～金 7:30～18:30	
公立	増穂小規模保育事業所 上貝塚 347	(73)5711	19	生後6カ月 ～1歳児	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	2歳児以上は、増穂保育所で実施

※地域型保育事業の受入年齢は3歳に達した後の最初の3月31日までです。

(3) 認定こども園

種類	施設名・住所	連絡先	受入年齢	開園時間	受付
幼稚園型	季美の森幼稚園 季美の森南 1-3579-24	(70)2321	3～5歳児	月～金 7:30～18:30	保育園部分のみ受付 幼稚園部分は直接、施設にお問い合わせ ください

1.1. 市内保育施設位置図

